

令和5年7月10日

第4回幼児期までのこどもの育ち部会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会
代表理事 王寺 直子

検討事項の論点案に対する意見について

本年4月よりこども家庭庁が始動し、こども家庭審議会の「幼児期までのこどもの育ち部会」において、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」が議論されています。就学前の乳幼児期のこどもについて、保護者の就労の有無や家庭状況の違いにかかわらず、「すべてのこども」を対象に真摯な議論がなされていることに心より感謝申し上げます。

そこで、以下、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定及びその実施に向けた論点案について、当協会としての考えを申し上げます。

1. 社会全体の意識転換を主導する基本的な指針の策定に向けた検討

▷論点整理の考え方の柱も踏まえ、育ちの時期ごとに、こどもまんなかチャートも参考に「誰と何を共有したいか」の具体化が必要。

◆論点整理の考え方の柱

- 1) 身体・心・社会（環境）の3つの視点を一体的に
- 2) 安心と挑戦の循環（愛着が鍵）
- 3) こどもまんなかチャートの視点

⇒「誰と何を共有したいか」という点では、「こどもの育ちと成長の過程に必要なことをすべての人（国民）で共有すべき」だと考える。

理想的な姿は、「こどもまんなか」であると同時に、すべての人が「まんなか」の社会であるべきであり、とりわけこどもの保護者や養育者に対する暖かい配慮（心がけ）という点も大切であると考えます。

その具体化という面では、身体・心・社会（環境）という3つの側面を一体的に捉えるとともに、それぞれの面が個々のこどもの発達に応じて濃淡があることを十分に踏まえつつ、育ちの時期ごとに大切になるポイントを示すことも重要である。その上で、「こどもまんなかチャート」の視点を総合的に描くことで、すべての人で共有したい理念が明確になるのではないかと考える。

▷心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策にも留意。

⇒心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策については、妊娠期から幼児期に

至るまで、安心して生み育てられることが保障される必要がある。そのためには、こどもとその保護者・養育者に寄り添い、支える人材をしっかりと確保・配置した上で、国と基礎自治体が連携しながら積極的に取り組むことが重要である。その際、こどもや保護者、地域子育て支援に総合的な機能を有する認定こども園が、地域のハブとして中心的な役割を果たし、実践していく必要があると考える。

また、幼保小架け橋プログラムの拡充に向けて、現在モデル事業が展開されているが、教育という視点だけでなく、幼児期と小学校以降をつなぐ福祉的な接続については議論が十分になされていないように思われる。妊娠期から18歳までのスパンで、教育と福祉の両面からどのようにこどもとその保護者・養育者を支え、どのように「だれ一人取り残されない」仕組みを構築していくかが重要であると考えます。

▷こども大綱の検討とも連携しながら、こども施策を総合的に捉えて、基本的な指針の考え方と連動させていくことが必要。

こども大綱に含まれる「子どもの貧困対策」や「少子社会対策」は、こどもの育ち指針と重なる要素も多いだけに、総合的なこども施策の拡充という点からも、大綱と指針は連携させて捉えるべきだと考える。特に、こども大綱を踏まえて地方版こども計画が策定されることを考え合わせると、地方自治体での取り組みを充実させ、地域社会レベルでの関心を高めていくことも重要である。

2. 基本的な指針で示す理念や考え方を具体的に実現するための方策の検討

▷基本的な指針で示した内容を、絵本や外遊びといった具体的なこどもの活動内容に落とし込むなど、家庭・地域・幼児教育・保育施設等において、こどもの日々の育ちを支えるための手がかりを示す方策が必要。

理念や考え方を具体化するための方策に関しては、それぞれの地域で日々こどもの育ちに関わっている専門機関である認定こども園や保育所、幼稚園等の幼児教育・保育施設を活用し、地域ごとに効果的な方策を検討することが重要であると考えます。特に、幼保連携型認定こども園は地域子育て支援が必須となっており、そのノウハウやネットワークも築き上げられている。

それを地域の実情に即した形で実施できるよう、好事例集の作成なども含めて実践的な取り組みを進めていただきたい。

ただ、その際、認定こども園における地域子育て支援の実施については、人的配置に関して主幹保育教諭の専任化加算しかなく、子育て支援事業を行う費用などについての財政措置は十分になされていない。事業の経費面でも加算をしていただき、充実した子育て支援が実施できるよう検討いただきたい。

▷認定こども園、保育所、幼稚園等や保育士養成施設等に基本的な指針で示した内容をいち早く伝え、実践につなげるための方策が必要。

幼児教育・保育施設には、基礎自治体や関係団体などを通じていち早く必要な情報をお伝えいただくことで、保護者・養育者との共有も速やかに行われ、日々の幼児教育・保育や子育て支援における対応にも結び付けていける。

また、次の認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針の改定も視野に入れて、これら教育・保育要領や指針などにも大切な観点を盛り込んでいただきたい。私どもとしても、様々な研修会などを通して普及啓発する場面を積極的に設けていきたい。さらに、養成課程で学んでいる次代の保育者にも、養成カリキュラムの改善も含めて、この指針内容をしっかり伝えていただくことが重要であると考えている。